

## 1 1 . 消防職員及び消防団員の活動と処遇

消防職員、団員は国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、火災の予防、災害に因る被害の軽減等、日夜を問わず、旺盛な消防精神により献身的な活動を行っている。

最近の火災は大規模化、広域化、複雑多様化している現状にあり、人命の安全が強く叫ばれ、県民の安全及び福祉に直接寄与する消防に対する県民の期待は大きく、こうした県民の期待に応えるため、消防の活動は火災、救急のみならず、水難事故、催し物の警戒等、質・量ともに多方面にわたっている。

消防職団員の活動には常に危険が伴っているにもかかわらず、住民の安全確保のため敢然と立ち向かい被害を最小限に食い止めようとしている。最近は、特に地震対策の必要性が強調され、大地震に伴う火災対策など、総合訓練により万全を期しているが、ますます消防活動が重要性を持っている。

### 1 . 出動状況

救急・救助業務、火災及び風水害等の防除に出動した県下の消防職員、団員は平成 14 年の 1 年間に於いて、出動延べ人員 1,543,002 人、出動回数 346,305 回にのぼっている。

これを 1 日当たりの出動回数で見ると 948 回 (4,227 人) となる。出動種別では救急業務 64.9% (224,682 回)、火災が 1.9% (6,527 回)、演習訓練 7.9% (27,509 回)、特別警戒 2.8% (9,712 回)、救助活動 0.8% (2,605 回)、風水害等災害及び捜索 0.2% (847 回)、その他 (訓練指導、予防査察、誤報いたずら等) 21.5% (74,423 回) となっている。

### 2 . 公務災害の状況

平成 14 年中における火災及び風水害等の防ぎよに出動した職務遂行中、死亡及び負傷した消防吏員及び消防団員の数は 63 人であり、原因を見ると、火災 16 人で 25.4%、演習訓練 19 人で 30.2% となっている。

#### 消防吏員及び消防団員の公務による死傷者数

平成 14 年 1 月 1 日 ~ 12 月 31 日

種別 吏・団員の別		計	火災	風水害等 の災害	救急業務	演習・ 訓練等	特別警戒	捜索	その他
消防吏員	死者								
	負傷者	38	10		8	8			12
消防団員	死者	1							1
	負傷者	24	6	2		11	1		4

### 3. 処遇

#### (1) 消防職員の勤務条件等

消防職員は勤務の特殊性や、職務に危険性があるので格別の処遇が必要であるが、給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村条例（組合条例）によって定められており、地域的な格差が多少ある。

##### ア 勤務体制等

平成6年4月1日に労働基準法の一部が改正され、週40時間勤務が義務づけられたことで、現在、県内すべての消防本部では、週休二日制を実施している。

#### 消防職員の勤務時間数

平成15年4月1日現在

##### 一週間当たりの勤務時間数

勤務別 時間区分	毎日勤務者	交代制勤務者
37 時間未満		
37 時間以上		1 本部
38 時間未満		180 人
38 時間以上	8 本部	7 本部
39 時間未満	572 人	2372 人
39 時間以上		
40 時間未満		
40 時間	26 本部	26 本部
	713 人	3755 人
合計	34 本部	34 本部
	1,285 人	6,307 人

##### 一当務当たりの勤務時間数

区分	
14 時間未満	
14 時間以上	
15 時間未満	
15 時間以上	7 本部
16 時間未満	
16 時間	23 本部
16 時間を 超える	4 本部
計	34 本部

##### イ 消防職員委員会

平成7年10月の消防組織法の改正により、新たに各消防本部に消防職員委員会が置かれることとなった。委員会は消防職員から提出された意見を審議し、その結果に基づいて、召募長に対して意見を述べることをその役割とし、平成8年10月1日から施行された。

##### ウ 公務災害補償

消防職員の公務災害による補償は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、障害補償年金、遺族補償、介護補償及び葬祭補償、並びに休業援護金等の給付等がある。

## (2) 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、報酬、出勤手当、公務災害補償、賞じゅつ金、消防見舞金、叙勲、表彰及び育英給付が行われている。

### ア 報酬、出勤手当

消防団員に対する報酬等の支給は、市町村条例で定められているが、支給額等はまちまちである。平成15年4月1日現在における報酬年額の詳細は統計表第1表のとおりである。

### イ 公務災害補償

消防活動はしばしば危険な状況のもとで遂行されるが、消防団員が公務により災害を受けて死亡・負傷・疾病にかかったりした場合は、市町村条例の定めるところにより、公務により受けた損害を補償しなければならない。このため「消防団員等公務災害補償等公共済基金法」により市町村の支払責任の共済制度として、基金が設立されており、これにより全国統一的な損害補償制度が確立されている。

市町村条例で定める公務災害補償は、政令で定める基準によりこの補償の種類は「療養補償」、「休業補償」、「傷病補償年金」、「障害補償」、「介護補償」、「遺族補償」、「葬祭補償」となっている。

なお、この制度は消防団員以外には水防団員及びその協力者、消防協力者にも適用される。

## 4. 消防表彰等

消防関係者については、地域社会に起こるあらゆる災害から住民の生命、財産を守るという任務を持っており、その職務は著しく危険性が高いので、活動に対して精神的に報いる必要があり、国・千葉県・日本消防協会等が消防職員・団員に対して各種の表彰を行っている。

表彰種別	叙勲（高齢者叙勲を含む）			長官定例表彰		
	四等	五等	六等	表彰旗	功労章	永年勤続功労
14年度	2	8	12	1	8	70

### 県の行う表彰

定例表彰（市町村出初式及び消防大会における表彰）と随時表彰とがあり、「千葉県消防表彰規則」等に基づいて行われる。なお、表彰状況は次表のとおりである。

	特別功労章	永年勤続功労章	功労章	精勤章	消防文化功労章	内助功労感謝状	特定事業所表彰	支庁長章
14年度	14	59	179	477	5	56	2	550

### 消防協会が行う表彰

日本消防協会及び千葉県消防協会では、毎年定例的に消防関係者に対する表彰を広く行っている。

なお、表彰状況は次表のとおりです。

	日本消防協会表彰							千葉県消防協会表彰									
	特別功労章	表彰旗	功績章	精績章	勤続章	優良女性消防表彰旗	優良女性消防隊員	永年勤続職員	特別功労章	功績章	功労章	永年勤続	功労章	精勤章	感謝状	職員協力者	感謝状
14年度			35	85	402				9	39	302	135	413	3			270

### 千葉県消防操法大会入賞記録

第 3 9 回 H15.7.31		
	ポンプ車操法の部	小型ポンプ操法の部
最優秀賞	東金市消防団	印旛村消防団
優秀賞	丸山町消防団	大原町消防団
優良賞	富津市消防団	柏市消防団

### 千葉県消防操法大会個人表彰受賞者（平成15年度）一覧表

	第 3 9 回 H15.7.31			
	ポンプ車操法の部		小型ポンプ操法の部	
	消防団名	氏名	消防団名	氏名
指揮者	長生郡市広域市町村圏組合消防団	風戸 嘉幸	大網白里町消防団	河野 孝幸
1番員	丸山町消防団	野口 武	海上町消防団 印旛村消防団	堀川 政雄 小名木淳一
2番員	東金市消防団	中村 好宏	大原町消防団	古谷 和人
3番員	丸山町消防団 鎌ヶ谷市消防団	折原 正則 櫻岡 政夫	松戸市消防団	清水 正巳
4番員	東金市消防団 丸山町消防団	小手 和徳 野口 誠		

全国女性消防操法大会出場隊一覧表

H15.10.23

実 施 年 月 日	出 場 隊 名	備 考
平成15年10月23日	袖ヶ浦市女性消防隊	